
平成25年度第1回（第10期第4回）小平市廃棄物減量等推進審議会
会 議 次 第

平成25年4月25日（木） 午後2時00分～ 市役所3階 庁議室
--

- 1 開会
- 2 事務局報告
- 3 （仮称）「第3次小平市ごみ処理基本計画」策定の基本方針について
- 4 市民アンケートについて
- 5 次回の開催日程・その他
- 6 閉会

配付資料

- 資料1：（仮称）「第3次小平市ごみ処理基本計画」策定の基本方針
資料2：市民アンケート調査票（案）
参考資料：「3市共同資源化事業を進めています」
（3市共同資源化事業説明会 配付資料）

会長

ただいまから、平成24年度第10期小平市廃棄物減量等推進審議会の第4回会議を開催いたします。

事務局

はじめに4月7日に市長選挙が行われ、小林市長が再選され今後4年間市のかじ取りを行っていきます。小林市長は政策インデックス2013、以前はマニフェストと申しておりましたものを掲げて当選されました。基本的にこれに沿って市政のかじ取りを行っていくこととなります。廃棄物処理行政につきましてはごみの収集無料を堅持すること、ごみ減量、循環を進めていくこと、食物資源循環モデル事業の拡充という3点を掲げて市長選を行いました。環境部の組織目標につきましては、食物資源循環モデル事業の推進、小型家電リサイクルの資源化の推進を掲げていきたいと考えています。

また、昨日の臨時議会におきまして、都市計画道路3・2・8号線の計画見直しを市民に問います住民投票条例の改正案を可決いたしました。5月26日が投票日となります。

また、3市共同資源化事業について3年間ほど止まっていましたが、今年の1月から周辺住民と3市の市民に対して説明会を開催いたしました。TBSテレビの噂の東京マガジンという番組で事業について報道されましたが、小平市・東大和市・武蔵村山市・衛生組合の4者で協力して取り組んでいます。ごみ処理基本計画策定につきましては、審議会委員の一層のお力添えをお願いいたします。

ごみ処理基本計画の策定委託業務のコンサルティング業者の紹介をさせていただきます。株式会社杉山・栗原環境事務所になります。1年間ごみ処理基本計画の策定支援をしていただき、審議会に参加できるときには参加いただきます。

それでは、3市共同資源化事業につきまして、今年2月から3月に開催した説明会の内容を中心に、説明及び報告をさせていただきます。

事前にお送りした資料「3市共同資源化事業を進めています」をご覧ください。

説明は、説明会で私ども4団体であります小平市、東大和市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合で説明したものを、一部要約して説明いたしますが、少し長くなることをご了承ください。

まず、表紙をご覧ください。

四角の囲み内が【3市共同資源化事業の背景】になります。

これまで、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市では、資源循環型社会を目指して、各市で、廃棄物減量への取組みやリサイクルなどを進めてきました。

しかしながら、今後、さらなる廃棄物（ごみ）の減量とリサイクルを進めるうえで、処理施設の老朽化や処理能力の限界などの課題がありました。

3市で構成する小平・村山・大和衛生組合（以下、「組合」という。）では、老朽化した粗大ごみ処理施設の早急な更新が必要な状況、3市での廃棄物の収集では、資源化品目が一致しておらず、組合に搬入される廃棄物も、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが出ていることから、平成15年度から、3市と組合の4団体で、平成33年度のごみ焼却施設の更新も視野に入れ、ソフト面では減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、3市共同資源物処理施設の整備と現在の粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業」の検討を進めてきました。

今回、平成25年1月に、これまで進めてきた事業の変更と今後の事業推進に係る方向性を定めた「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を、3市と組合の4団体で確認しました。

この資料は、これまでの3市共同資源化事業の取組みの経過と、確認された基本事項、今後の事業の進め方をまとめたものになります。

次に、ページをめくって1ページをお開きください。

【Iこれまでの経緯】です。

まず、1 平成15年度から17年度には、3市と組合の4団体の職員で構成する会議で「3市共同資源化」に向けた検討が、平成15年度から開始されました。

その検討結果を受けて、平成17年8月23日に、組合の管理者と副管理者として、3市の市長で構成される組合理事者会で「資源物（プラスチック等）の共同処理について」を確認しました。

確認された事項は、資料の四角内にあるとおり、①資源物の共同処理に向けて検討していく、②共同処理の用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を借用する、③平成18年度より共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める、の3項目です。

①の共同処理は、対象として、当時増え続けていたプラスチックごみの処理を効率的に行う必要性から、プラスチック等としました。

②の借用する施設用地は、粗大ごみ処理施設の更新との調整を図り、現在の組合の敷地に集中せず、分散整備する必要があるなどの理由から東大和市暫定リサイクル施設用地が選定されました。

想定地は、資料裏面の3ページに案内図があるのでご覧ください。

なお、案内図では近隣状況を示しておりませんが、現在はマンションが多く建設されている地域になっています。

次に、2 平成18年度から19年度には、17年8月の確認事項を受けて、資料にはありませんが、具体的な検討作業を行い、平成19年3月には、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書（調査報告書）」を作成しました。

この調査報告書の内容を踏まえ、4団体は、平成19年12月25日には組合理事者会を開催し、今後は事業の具体化に向けた作業に入り、平成20年度には一定のまとめを出すことを目標とした「3市共同資源化の今後の進め方について」を確認しました。

確認された事項は、資料の四角内にあるとおり、①3市共同資源物処理施設用地として、「現東大和市暫定リサイクル施設用地」を活用すること、②検討対象は、「びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の6品目」とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設用地として、「現小平市清掃事務所用地」を活用すること、④3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は、原則公設とすること、⑤3市共同資源化に向けた、具体的な計画を検討する組織を設置すること、の5項目です。

①の活用する施設用地は、調査報告書の配置案の検討結果を踏まえ、現在もリサイクル施設の用地となっていること、限られた既存の土地利用が可能なこと、新たな用地を取得する必要がないこと、また、新たな財政負担を伴わないこと、などの理由から現東大和市暫定リサイクル施設用地を3市共同資源物処理施設の建設用地として活用することとしました。

②の検討対象の品目は、現在3市でそれぞれ単独処理している資源のより効率的な処理を目的として6品目を決めました。

③の不燃・粗大ごみ処理施設の建替え用地は、処理後の残さの運搬が容易なことから、焼却施設に隣接している「現小平市清掃事務所用地」を活用することとしました。案内図は資料にはありませんが、位置的には3市共同資源物処理施設の南側約500mの位置で、組合の東側、中島町にあります。南側は玉川上水が隣接し、北側は雑木林・野火止用水敷で、遊歩道があり、東側は住宅地となっています。

④の施設を公設とした理由は、行政が中・長期的に安定的に責任を持って処理していく必要があることによるものです。

次に、3 平成20年度から22年度には、平成19年12月の確認事項⑤の「具体的な検討組織の設置」に基づき、平成20年2月には「3市共同資源化推進本部（推進本部）」

を設置しました。推進本部は、組合助役や3市副市長などで構成され、専門的な調査検討は、その下部組織である担当課長などで構成する「共同資源化検討部会」、「不燃・粗大ごみ処理検討部会」の2つの部会が担当しました。

また、資料にはありませんが、平成20年5月には3市市民と学識経験者計13名の市民委員が検討を行う「3市共同資源化推進市民懇談会（市民懇談会）」を設置しました。

この市民懇談会は、共同資源化事業を進めるに当たって、「共同の資源化の在り方を検討するためには、3市の市民とともに望ましい循環型社会の形成を推進する必要がある」との考えから、設置しました。

市民懇談会には、平成21年3月に報告書をまとめもらいました。その報告書では、プラスチックの処理や施設のあり方について委員の意見が一致しない点もありましたが、幅広い意見を網羅した形で、報告をまとめました。

これらを参考とさせていただき、推進本部は、平成22年4月には「3市共同資源化事業の推進について（報告）」を取りまとめました。

この報告の要旨は、資料の四角内にあるとおり、①容器包装プラスチックは、指定法人ルートによる資源化を推進すること、②3市共同資源物処理施設は、限られたスペースの中、機能的な施設として、想定地で資源6品目を処理、運用できる施設とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設には、再生工房や環境学習機能等のプラザ機能を整備し、配置については、小平市清掃事務所側を基本とすること、の3項目です。

資料にあるとおり、この時点で想定していた「3市共同資源物処理施設」は、資源6品目（びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管）を処理対象とする施設でした。

そして、平成22年4月以降は、「3市共同資源化事業の推進について（報告）」に基づき事業を進めていましたが、その後の平成22年6月、東大和市において、平成19年12月の理事者確認事項では、共同資源化の検討対象が6品目とされていたため、用地の制約など課題があることから、「3市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可能である」との決定があり、事業を進めることが困難な状況になりました。

その後、平成23年1月に実施した推進本部会議において、「東大和市の決定が覆らないということであれば、それに変わる考えを示していただく」という共通認識を4団体が持ちました。

次に、4 平成23年度～現在では、その後、小平市、武蔵村山市と組合は、東大和市に代替案の提示を求めてきました。

そして、平成24年11月には、東大和市から小平市及び武蔵村山市に「3市共同資源化事業の取扱いについて」が提案されました。

その内容は、資料の四角内にあるとおり、①住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことを第一としたうえで、②3市共同資源物処理施設の取り扱う資源物の品目を6品目から2品目（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）に変更すること、③3市共同資源物処理施設には、還元施設として環境学習機能や再生工房等、プラザ機能の充実を図ること、の3項目です。

これを受けて、3市による実質的な協議が進められ、平成25年1月には、「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を3市市長と組合管理者の4者の間で確認し、2月から3月の説明会に至りました。

次に、向かって右の2ページをご覧ください。

【II 4 団体で確認した基本事項の要旨】になります。

この基本事項は、推進本部報告（平成22年4月）内容の変更と、今後の事業推進に係る方向性を決める必要があるため、平成25年1月に、4団体で確認されたものです。

まず、1 住民の理解を得るための4団体の一致した行動については、4団体は、3市

共同資源化事業を推進するに当たり、3市共同資源物処理施設の整備を協調して実施します。

次に、2品目の処理施設（3市共同資源物処理施設）については、3市共同資源化事業として整備する3市共同資源物処理施設は、下の表のとおり想定しています。

なお、ここで示している内容は、平成19年の調査報告書の段階の内容（6品目施設）を元に、今回、確認された2品目施設との相対的な比較を行ったもので、あくまでも現段階の参考資料になります。

特に、確認した基本事項における2品目処理施設は、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものです。

そのため、施設の規模等につきましては、具体的な施設整備の段階で、最新の実績によりごみ量などの予測をし直し、見直します。

それでは、表の右側の欄（変更後の2品目施設）を中心にご説明します。

まず、用地でございますが、想定地、東大和市暫定リサイクル施設用地です。

次に、処理対象資源物は、資料1ページの4 平成23年度～現在でご説明したとおり容器包装プラスチック及びペットボトルの2品目でございます、それぞれの処理能力は、プラスチック30t、ペット9tの合計39tを想定しています。

次に、建築面積は、2,060㎡程度、構造は、地上2階構造と見込んでいます。

次に、稼働シミュレーションは、搬入車両は稼働日当たり120台、搬出車両は一週間当たり26台程度と見込んでいます。稼働シミュレーションでは、ラインの稼働時間を、5時間とし、操業前の準備や始業点検、ライン稼働後の清掃や搬出物の整理の時間を含め、施設操業時間は午前8時から午後5時まで、昼休み時間を除き8時間稼働を見込んでいます。

次に、緑化は、地上部に東京都条例に基づく面積を上回る緑化を図る他、接道部の緑化や屋上緑化を行うことを考えています。

次に、プラザ機能は、地域還元施設として、環境学習機能、再生工房等の充実を図ります。

具体的には、3市におけるごみ・リサイクルに関する情報を提供するとともに、環境学習や粗大ごみなどを再生・販売する工房など、プラザ機能を備えることを考えています。

プラザ機能（施設）には、3Rの普及啓発・リサイクル体験・情報発信・交流活動の拠点となる機能も考えておりますので、3市市民の皆様幅広く利用していただく他、その場を活用して3Rを推進する市民グループとの連携を図って参りたいと考えています。

最後に、概算経費は、建設費として20億円程度を見込んでいます。

財源は、国からの交付金、借金である起債及び市民の税金でございまして、交付金を除く費用は、運営費を含め、3市が負担する市民の税金が使われます。

続いて、処理対象品目が2品目が変わることに伴い、3市共同資源物処理施設で大きく変わる内容3点を説明します。

（1）として、処理ラインの減少による建築物のコンパクト化です。

6品目施設では、設備及び処理ラインを上下に配置する必要があり、3階構造を想定していましたが、2品目では、びん・缶の処理ラインおよび蛍光灯・乾電池の保管ヤードなどが不要となることから、地上2階構造とすることができると考えています。

また、受け入れヤードも縮小できることから、少なくとも約300㎡の建築面積を縮小することが可能であると考えています。建物のコンパクト化を図ることにより、地上部の緑化面積の拡大が図れるとともに、建物の意匠等にかかわる自由度が増し、美観も向上させることができると考えております。

つぎに、（2）処理対象量の減少に伴う環境負荷の軽減です。

処理能力が60トンから39tに35%縮小するため、敷地内の作業車両の往来、搬入

車両と搬出車両の減少が見込まれます。

また、破碎音や積み込み音の比較的大きなびんや缶を取り扱わないことから、2品目施設とすることで、操業騒音についても一層の軽減が見込まれます。

つぎに、(3) 環境配慮及び地域還元についてです。

環境対策は、採用可能な最新技術の導入を図り、周辺環境に配慮した施設とします。

また、6品目処理施設ではなかった「プラザ機能」を地域還元として配置することから、ただ単に資源を処理する施設としてではなく、ごみの資源化を通じた環境啓発、環境学習を行う施設としての利用も可能となります。

最後に、3 今後のスケジュール等です。

事業説明は、平成25年3月末までの期間を目途に開催し、推進本部は、住民への事業説明の結果を3市市長と組合管理者に報告することになっており、現在、事業説明した結果を取りまとめています。

次に、ページをめくって3ページをご覧ください。

【Ⅲ今後、事業を進めるに当たって】になります。

2ページで説明したように、資料の2品目処理施設は、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものです。

そのため、施設の具体的な内容は、今後策定を予定している（仮称）基本構想などで明らかにします。

また、今後の事業を進めるに当たっては、想定地周辺の地域住民の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えており、現時点では、プラントメーカーへのヒヤリングや類似施設の状況などを踏まえた望ましい施設の姿に関して、その考え方について説明します。

1つに、1 道路交通への影響です。

計量機の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な車両待機スペースを確保することにより、施設内に収集車両が集中し、進入できない車両が公道に停車（公道待機車両）し、一般車両の通行を阻害しないようにします。また、周辺道路への影響については一般車両の走行量に対して、収集・運搬車両は相対的に少ないため、影響は軽微であると考えています。

2つに、2 周辺環境との調和ですが、この対策といたしましては、2品目施設への変更から確保できる十分な緑化面積を活用するとともに、屋上緑化やデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とすることができると考えています。

3つに、3 操業に伴う騒音・振動・光害です。この対策といたしましては、資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止するよう計画します。これによりラインの稼働による騒音を防止し、フォークリフトなどの作業車両のライトの光の拡散も防止します。

また、振動を発生させる恐れのある圧縮機は、堅牢な基礎に設置し振動の伝播を抑えます。

4つに、4 臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策です。

この対策としては、施設内の気密性を保ち、施設外への漏洩を防止します。施設内の空気を吸引することで、施設内の気圧は外部よりも低くなり、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止いたします。また、発生する臭気やVOCへの対策については、確立された最新技術、具体的には吸着や酸化分解等の効果的導入などを図ることで除去いたします。

5つに、5 生活環境影響調査です。

実際の建設に向けた手続きを行う段階では、「生活環境影響調査」を実施し、縦覧による公表を行い、住民の皆様の意見をうかがいながら、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設として建設に着手いたします。

最後に、6 プラザ（環境啓発）機能についてです。

こちらは、2 ページでも説明していますが、2 品目処理施設には地域還元施設として環境学習機能、再生工房等の充実を図ることを考えています。このプラザ（環境啓発）具体的機能につきましては、地域住民の方々との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等も備えた地域の利便につながる施設として整備内容を検討していくことを考えています。

最後に、3 市共同資源化事業が実施となる場合、容器包装プラスチックの全量リサイクルの実施となることから、小平市では、現状の分別区分のうち、不燃性資源の「プラスチック容器」の出し方（分別方法）が変更となります。

また、3 市全体での曜日ごとの処理量の平準化を図る必要から、収集日などの変更が考えられます。

以上が、説明会におきまして、私ども 4 団体からの説明として述べさせていただいた内容でございます。

なお、説明会は、東大和市桜が丘の地域住民を対象として 2 月 14 日（木）の夜間、16 日（土）の夜間、17 日（日）の午後の計 3 回、小平・村山・大和衛生組合周辺の住民を対象として同月 17 日（日）の夜間に 1 回、3 市市民向けとして、3 月 17 日（日）の夜間に小平市中央公民館、19 日（火）の夜間に武蔵村山市役所、21 日（木）の夜間に東大和市役所で、各 1 回、計 3 回を開催したほか、桜が丘周辺の自治会からの要望を受けて、出前説明会を 3 月 16 日（土）夜間に 1 回開催し、開催回数は合計で 8 回となっております。

この説明会の開催に当たりましては、2 月には東大和市桜が丘周辺の住居に計 7,100 枚、小平・村山・大和衛生組合周辺の中島町と立川市幸町の一部に計 2,300 枚のお知らせのチラシを戸別配付したほか、東大和市と組合のホームページにてご案内をいたしました。

また、3 月の 3 市市民向け説明会の開催に当たっては、各市の市報やホームページ等にてお知らせをしました。

なお、説明会の参加者につきましては、桜が丘周辺住民向け計 3 回でのべ 207 人、小平・村山・大和衛生組合周辺住民向けが 10 名、3 市市民向けでは、小平市で 11 名、武蔵村山市で 5 名、東大和市で 48 名、出前説明会では 38 名、以上、合計して 319 名でした。

また、ごらんになられた方もいらっしゃるかと思いますが、前の日曜日、4 月 21 日に TBS テレビ「噂の！東京マガジン」で「住民不在！不可解な廃プラ処理施設の謎に迫る！」という題名で資源物処理施設について取り上げられております。

この取材に対しては、放映されたとおり映像取材は受けず、書面での質問に対して 4 団体とりまとめのうえ、書面で回答しております。

3 市共同資源化事業の今後につきましては、現在これを検討するに当たって、説明会でいただいたご意見やご要望をとりまとめている段階でございますので、その後、今後の対応については、推進本部で決定をしていくこととなります。

今後の対応が決定いたしましたら、あらためて報告させていただきたいと思っております。

次に、(仮称)「第 3 次小平市ごみ処理基本計画」策定の基本方針について説明いたします。

市では、計画などを定める場合の標準的な手続きとして、その趣旨、策定体制、スケジュール等を明らかにした策定の基本方針を、あらかじめ定めることとしており、(仮称)「第 3 次小平市ごみ処理基本計画」の策定、すなわち、ごみ処理基本計画の改定に当たりましても、資料 1 のとおり、策定の基本方針を定めたところでございます。その内容につ

きまして、資料に沿いまして、説明をさせていただきます。なお、この基本方針につきましては、先月3月に定めたものですが、この時期が「昨年度」に当たりますことから、資料の表記中で「本年度」や「来年度」といった場合は、それぞれ平成24年度と平成25年度を指すかたちとなります。

はじめに、1の「計画策定の背景」でございますが、こちらに記載のとおり、現行の「小平市ごみ処理基本計画」は、本市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、平成15年度から24年度までを計画期間として策定し、平成19年度に中間改訂を行いました。なお、皆さまご存じのとおり、計画期間は1年間延伸し、平成25年度までとしております。

今般、計画期間の満了を迎えるに当たり、今後の循環型社会の確立を目指した総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、(仮称)「第3次小平市ごみ処理基本計画」を策定するものでございます。

つぎに、2の「計画の位置づけ」でございますが、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」になります。

つづいて、3の「計画対象期間」でございますが、本計画の対象期間は、平成26年度から平成34年度までの9年間とし、平成29年度を中間目標年度として、計画の定期見直しを行います。

なお、計画期間は、通例ですと10年間ということとなりますが、今回、これを9年間としました。

その理由でございますが、今回は、特段の事情により、現行計画を1年間延伸して、当初24年度に行う予定であった計画改定を、今年度に行うことといたしましたが、ごみの中間処理を行う小平・村山・大和衛生組合でも「ごみ処理事業基本計画」を策定しており、こちらの計画改定は、通例ですと、本市と他の構成2市の基本計画が改定された1年後に行うものとなっておりますことから、次回の計画改定では、そのタイミングを元に戻せるようにしたこと、また、衛生組合を構成する他の2市の基本計画と期間をあわせることができるように考えたことから、今回については計画期間を9年とするものです。

つぎに、4の「計画の内容」でございますが、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、資料の①から⑥に掲げている事項を定めることとなります。

つぎに、5の「計画策定体制」でございますが、(1)庁内体制は、計画策定の事務は、環境部ごみ減量対策課において行い、必要に応じて関係各課との調整を図ります。また、計画案(素案及び原案)については、庁議に付議しまして、承認を得るものとしております。

(2)小平市廃棄物減量等推進審議会による検討ですが、平成22年に、前期(第9期)の審議会へ、「小平市ごみ処理基本計画策定の基本的事項について」を諮問し、基本方針及び施策展開の方向性について、昨年5月に答申を受けていること、及び、昨年7月には、「小平市ごみ処理基本計画の策定について」を今期の審議会に諮問し、ご意見等をいただきながら、計画の策定を進めていくことを記しております。

(3)市民からの意見・要望の収集ですが、市の計画策定の標準的な手続きでもございますが、計画案(素案)をもって、説明会のようなスタイルで、直接に参加者の方からご意見等をお聞かせいただく「地域懇談会」、及び、ホームページや市役所などで計画案を閲覧できるようにして、その内容に対して書面等でご意見をいただく「市民意見公募手続(パブリックコメント)」を実施し、市民からのご意見・ご要望をお聞きしてまいります。

つぎに、資料の裏面になりますが、6の「計画策定の留意事項」としては、(1)市議会への報告として、計画策定については、適宜、市議会への報告を行うこと、(2)情報の公開として、計画策定の進捗に応じて、適宜小平市ホームページ等で情報を公開することなどを記載しております。

おわりに、7の「計画策定のスケジュール（予定）」でございます。3月の欄の「幹事長会議：本方針の報告」は、この基本方針に関することです。その下の4月の欄は、本日の審議会の件と、今日のご審議を受けて市民アンケートを実施することを記載しております。また、5月には、ごみ組成分析調査を実施することを予定しております。その後、6月から、審議会で計画の内容等について、事務局にて作成する案をもとにご審議いただき、10月までに計画の素案を作成いたしまして、その後11月から12月にかけてパブリックコメントと地域懇談会を実施いたします。その結果を踏まえつつ、計画案を固め、今年度末（来年3月）には計画策定に至ることを予定しております。

以上のようなスケジュールを予定しております。11月から12月にかけてのパブリックコメント等の時期については、今年度末までの計画策定を前提としますと、繰り下げることができませんので、それまでに計画の素案を定める必要がございます。そういった事情から、実質的には、計画の内容につきましては、10月までが山場というようなこととなりますので、よろしく願いいたします。

資料1の基本方針につきましては、以上でございます。

以上がこれからの討議のベースになる部分です。どこからでも質問をどうぞ。

住民説明会の感触、雰囲気はどうでしたか。

説明会の対象者は東大和市の周辺の方ですので、なぜここに作るのかというような反対の質問や意見が多く出ている状況で、迎え入れてもらえるような形にはなっていません。

平成20年に行われた市民懇談会には周辺住民の方も参加していましたか。

参加していました。

周辺住民の反対があったから東大和市の受け入れがとん挫したという側面はあったのですか。

東大和市からあそこの場所ではできませんと知らせてきましたが、周辺住民の反対が主な原因かどうかはわかりません。

東大和市の議会で3市共同資源化施設が否決されたと聞いていますがどうですか。

否決ではなく、白紙を含めた抜本的な見直しが決議されています。当初の計画の資源物処理施設で資源6品目を3市で処理することについて、東大和市は敷地が狭いので6品目3市分を行うのは難しいのではないかとという理由で、白紙を含めた見直しをしてほしいと議会で決議されています。2品目処理施設についても議会で6品目の白紙を含めた抜本的な見直しの決議が生きているということで趣旨採択されています。

6品目から2品目になった理由は施設の広さの問題ですか。

事業の報告書を作って、6品目処理があそこでできるということを確認して、そのうち整備を進めましょうという段階まで行きました。ただそこまで行ったところで、東大和市が突然、建設の受け入れはできないと決定してそこで止まってしまいました。敷地が狭いからというわけではなく、敷地を有効活用して3市の6品目の処理はできるという結論になったのですが、東大和市だけがそれについてはできないと決定しました。それでは今までやってきたことが無駄になり、報告書をまとめて基本構想に入りましょうという段階まで行ったのですから、東大和市の決定が変わらないのであれば、代替案を出してくださいと再三にわたって働きかけていました。昨年1月に東大和市では6品目では難しいが2品目なら可能ということが示されました。

他の4品目はそれぞれの市で行うということですか。

4品目は各市独自で処理しましょうと確認されています。

残り4品目を各市どう処理していますか。

東大和市では4品目を暫定リサイクル施設で取り扱っています。武蔵村山市では公設ではなく民間のリサイクルセンターに出資して委託して処理しています。

計画策定のスケジュールを確認してもらいたいです。

会長
委員
事務局

委員
事務局
委員

事務局

委員
事務局

委員
事務局

委員
事務局
委員
事務局

会長

委員
事務局
委員

前回の市民アンケートはいつですか。

19年度に行いました。

前回と今回のアンケートを比較することはできますか。また、前回と前々回の比較はできますか。

事務局
委員

設問によっては比較できます。

焼却施設は8年後の平成33年に寿命が来るから取り換えなければいけないとのことですが、次はどここの場所にするかなど焼却炉についての議論はしていますか。

事務局

今は3市でごみの焼却と不燃ごみの破碎処理を共同で行っています。それ以外は各市で処理して違いが出ています。この共同処理を拡大していっしょにやってみましょうというのが3市共同資源化事業の始まりです。資源化施設を作り、資源化する品目の統一化をすることで、ごみを減量化して焼却炉の規模を決めていこうという事業です。3市共同資源化事業が進んでいない状況なのでまずその話をクリアしてから焼却炉の更新の話に移っていきましょうということになっています。焼却炉の更新の話は止まっている状況です。

委員

3市でいまごみの中間処理をしているわけですが、その施設は中島町にあります。その土地の約3分の1は衛生組合の土地ではなくて小平市が貸付けています。粗大ごみの処理施設を更新する場合は、清掃事務所の用地を提供して建てる予定ですので、小平市の負担がかなり大きくなります。東大和市での説明会の参加者からは、焼却場の煙などは東大和市の方にも来ているから小平市だけが負担しているわけではないと主張しています。ごみの中間処理施設だけの計画を進めていくとリサイクル施設もまた小平市で作らなければならなくなる。小平市民にとっては理解しがたくなるので、東大和市にお願いしています。

事務局

テレビ番組で暫定資源化施設のすぐ近くに給食センターができる予定があり、だから東大和市は資源化施設に反対していると言っているようでした。

処理施設と言っても東大和市で扱うのはきれいに洗ったペットボトルとプラスチック容器で、汚れたものは受け入れません。現在すでに暫定リサイクルセンター施設が稼働していて、そこに3市の施設を建てようとしています。給食センターのことはずっと後から決めたものです。東大和市には工業地域があつたりにしかなくて、工業地域というのは工場が建つ地域です。高層化の高さの制限がないからマンションが建っています。施設の計画が進まない中でマンションがどんどん建って、東大和市が計画の説明をしなかったことが問題になっています。小平市のリサイクルセンターは給食センターの近くにありますが何の問題もありません。東大和市にできても健康上や衛生上の問題は考えられないです。ただ、車両の渋滞の対策はする必要があると考えています。

会長
事務局

テレビの報道で間違っている点があり、東大和市のリサイクル施設を積み替え所と表現していますが、あそこはきちんとしたリサイクル施設です。東大和市は3市の資源化事業でプラスチック容器のリサイクルをする予定だったのですが、民間委託で行う選択をして21年4月から資源化をしています。施設はペットボトルとビン・カンをプレスして資源化事業者へ引き渡す中間処理施設になっています。

次のアンケートのことを説明してください。

事務局にて作成しました市民アンケート調査票の案につきまして、説明させていただきます。

はじめに、このアンケートの概要でございますが、市内に居住する満20歳以上の市民の方2,000人の皆様を、住民基本台帳から無作為に選ばせていただいて、回答をお願いします。調査の方法につきましては、調査票をお送りして、アンケートご回答のうえ、同封の封筒で返送していただくこととなります。発送につきましては、来月の上旬を目途としております。

なお、この紙ベースでのアンケートを補足するものとして、紙でのアンケートの回答率

が低い傾向にあります20才台から30才台の方を対象に、インターネット上でのWEBアンケートを、実施することを予定しております。

それでは、資料2をごらんください。1枚目は、対象者へのアンケートの送り状です。調査の趣旨や回答方法のほか、アンケートになるべく多くの方に、安心してお答えいただけるよう、個人情報の取り扱い等について記載しております。

ページをおめくりいただきまして、2枚目からが調査票になります。調査票の作成にあたりましては、なるべく多くの方にご回答いただけるよう、ボリュームについては多すぎないようにし、内容についても身近な、普段の行動や、今後に向けたご意見など、計画を策定するに当たって参考とさせていただきたい事項を、細かすぎることがないように、なるべく大きな課題等にしばってお聞きすることを心がけて作成いたしました。

調査票の大きな構成ですが、1ページの問1から2ページの問3までが基本的な事項、2ページの問4が発生抑制（リデュース）に関すること、3ページの問5が再使用（リユース）に関すること、4ページの問6が再生利用（リサイクル）に関することで、問4から問6までが3Rに関することという括りになっております。次いで、それぞれ、今後の市の廃棄物行政を検討するに当たっての大きな課題となっていることとして、4ページの問7で生ごみに関すること、5ページの問8で容器包装プラスチックに関すること、6ページの問9で家庭ごみ有料化も含めた収集方法に関すること、をお聞きしております。その次の7ページ問10と8ページ問11については、それぞれ自由記入形式としております。そして、最後に回答者の属性として、性別や年齢階層をお聞きするかたちにしております。

それでは、調査票の1ページ目にお戻りいただきまして、順にそれぞれの設問について、説明させていただきます。

問1は、環境省の指針（市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）で、「住民満足度」を把握する方法として、住民アンケート調査に盛り込む項目として例示されている4項目を、若干表現を変えながら、設問として記載しているものです。

問2は、ごみ減量や処理についての情報源をお聞きするもので、平成19年度の間改訂時、その前の平成14年度の計画改定時にも同様の設問を、お聞きしております。

2ページの問3は、普段のごみと資源物の出し方をお聞きするものですが、こちらは特に、市として量を把握できない民間ルートのリサイクル、例えばスーパーさんでのペットボトルやトレイの回収、新聞紙の販売店回収（いわゆるチリ紙交換）などが、どの程度の比率で利用されているのかを把握することを目的としております。

問4（1）から（4）は、中間改訂時または前回の計画改定時のアンケートでお聞きしている内容を、改めてお聞きするもので、市民の皆さんの行動や意識の動向を把握することができるものと考えております。

問5と4ページの問6（1）は、こちらも、中間改訂時と前回の計画改定時のアンケートでお聞きしている内容を、改めてお聞きするものです。

問6（2）は、集団回収に関する設問で、集団回収についての認知度などをお聞きするものです。

問7（1）は、普段の生ごみ減量に関する行動についてお聞きするもので、こちらも前回のアンケートで同様の設問をお聞きしています。

問7（2）から（4）は、生ごみの自家処理やリサイクルについての設問で、（2）で実施状況をお尋ねし、実施している方については（3）でその内容を、実施していない方については（4）でその理由をお尋ねします。

問8では（1）で、現在の「プラスチック容器」の分別収集の実践状況をお尋ねし、（2）で、現在の「プラスチック容器」の分別のしやすさなどをお尋ねしております。

そして、そのうえで、次のページの(3)で、今後の全量容器包装プラスチックの分別収集の実施に対するご意見を伺うかたちになっております。

問9は、収集方法に関する設問で、(1)は、毎週1回ペースで、全品目を定期的に収集している現在の方法から、どの程度まで頻度を少なくできるかをはかるものです。

そして、(2)は、かねてより課題となっております戸別収集について、(3)は、やはり課題となっております家庭ごみ有料化について、それぞれ賛否を伺うものです。

(4)と(5)については、収集に関して2件、自由記入形式でお尋ねするものです。次に、問10ですが、こちらはごみ減量とリサイクルに関して実施されている工夫を、次のページの問11は自由意見を、それぞれ記入していただく設問でございます。

最後の問12は、回答していただいた方の性別や年代、職業、家族構成などをお尋ねするものとしております。

調査票に関する説明は、以上でございます。

質問やご意見をどうぞ。

問3の中の数字が入っていると番号が点数みたいに思いました。

番号を削ります。

アンケートは19年度のもの比べるとコンパクトになっている。問1の市のごみの減量は市役所のごみと受け取ってしまいました。市という言葉を取ってもいいのではないか。4ページの集団回収についての質問についても工夫が必要ではないか。6ページのごみの戸別収集については別の項目にしてはどうか。

6ページの容器包装プラスチックについては軟質のものを含めて全部という表現がいいのではないか。

戸別収集については、項目はこのままとしたいと思いますが、問9の「収集方法」を「収集」に改めます。その他の点については、工夫をして、わかりやすいようにいたします。

発送する段階で男女比率はわかりますか。

無作為で発送しますが、小平市の男女比になると思います。

焼却場の建て替え問題を載せた方がいいのではないか。

焼却施設についてのアンケートを行う場合は3市でいっしょに行うべきと考えています。

アンケートの目的をきちんと表現した方がいいのではないか。

送り状に調査の目的を別項目として記載します。

次回の日程は6月24日(月曜)6階大会議室Aになります。以上で終了いたします。

会長
委員
事務局
委員

委員

事務局

会長
事務局
委員
事務局

委員
事務局
会長